

2017年2月1日

奈良県知事 荒井 正吾 様  
防災統括室長 辻 浩一 様

西日本測定所ネットワーク構成員賛同者一同  
(京都府) 京都・市民放射能測定所 代表 奥森 祥陽  
(京都府) きょうと・くっすん らぼ 代表 楠本 泰一郎  
(兵庫県) 阪神・市民放射能測定所 代表 安東 克明  
(兵庫県) さかな二匹の測定所 代表 中田 昌  
(大阪府) 高槻・市民放射能測定所 代表 時枝 功  
(大阪府) 南福崎土地株式会社放射能測定室 代表 末野 泰崇  
(滋賀県) おうみ市民放射能測定所 代表 加納 洋  
(岡山県) みんなの測定所・ふじみーる 代表 石田 照美  
(岡山県) せとうちラボ 共同代表 大塚 尚幹  
(香川県) せとうちラボ 共同代表 駒場 晶子  
(広島県) おのみち-測定依頼所- 代表 信恵 勝彦  
(奈良県) 奈良・市民放射能測定所 代表 辻本 誠

関西電力「高浜原子力発電所」「美浜原子力発電所」「大飯原子力発電所」、  
及び四国電力「伊方原子力発電所」についての質問書

2011年3月の福島第一原子力発電所の未曾有の原子力災害の後、放射能汚染の現状を知るため、市民による放射能測定を行う団体が全国各地に立ち上がりました。私たちは、その中でも西日本を中心とした団体の集まりです。

私たちは、現状を把握するためにも、正確で精密な放射能測定を行い、市民の皆様へ全ての情報を提供し続けることが今後を安心して暮らしていくために、重要な事であると考えております。

なお、本日現在においても原子力緊急事態宣言が解除されていないことが、不安要素となっております。

全国の原子力発電所立地県においては、原子力防災計画を策定してきておりますが、我が奈良県においては、関西電力の高浜原子力発電所・美浜原子力発電所・大飯原子力発電所、及び四国電力の伊方原子力発電所における原子力防災計画をいまだに策定していません。

この度の質問書については、近隣の原子力発電所が過酷事故を起こした場合による、奈良県内の農業、漁業、林業、製造業などの生産活動や事故後の居住制限など、奈良県民生活の長期にわたる影響と対策について質問するものです。

加えて、奈良県が放射能被害から県民を守るために、如何なる法律に基づいて、どのような対策で県民を守ろうとしているのか、県民が共有すべき基礎的な情報を知りたいと考えています。

原子力発電所の過酷事故は、県民の生活に長期にわたって甚大な影響をもたらします。実際に過酷事故が発生すれば、「逃げた後どうするか」という過酷な現実には晒されることになります。福島第一原子力発電所の事故の現実がそれを示しています。

特に奈良県は、長期にわたって放射能汚染の被害を免れない第一次産業の農林水産業の盛んな地域です。

私たちは、防災統括室として、過酷事故による被害の予報も、予測に基づく対策も伝わってこないことに強い不安を持っています。

以上の理由から、関西電力「高浜原子力発電所」「美浜原子力発電所」「大飯原子力発電所」、及び四国電力「伊方原子力発電所」において、2011年3月の福島第一原子力発電所の事故と同様の過酷事故が発生した場合について、質問させていただきます。

今回の質問の内容は、主に被害予測を中心とした内容になっています。これに県が、如何なる法令をもって県民を守ろうとしているのかを付加した内容になっています。

以下質問事項に2017年3月1日までにお答えください。よろしくお願い致します。

## 質 問 事 項

以下、関西電力「高浜原子力発電所」「美浜原子力発電所」「大飯原子力発電所」、及び四国電力「伊方原子力発電所」において、2011年3月の福島第一原子力発電所の事故と同様の事故が発生した場合についての質問です。なお、放射性物質拡散予測については、原子力規制庁作成の「拡散シミュレーションの試算結果」（修正版平成24年10月）などに基づいてご回答下さい。

### 第1 農業被害について

- 1-01 放射能汚染により、1年以上耕作不可能となる県内の耕地面積はどの程度予測していますか。全体の面積と、主な作物別の面積を数値で示してお答えください。
- 1-02 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける県内の農産物について、主要農産物の予想量と、それに相当する金額をお答えください。
- 1-03 県内の農業生産について、放射能汚染によって生ずると予想される損害額(風評被害を含む)を、事故後5年間については各年毎の、それ以降は、5年刻みで30年までの予想額をお答えください。
- 1-04 県内における、原子力災害特別措置法に基づき1年以上生乳の出荷制限を受ける乳牛の頭数は何頭と予想していますか。お答えください。
- 1-05 事故後の生乳の生産減少について、事故後5年間にわたって各年どの程度の量と予想していますか。お答えください。
- 1-06 県内における出荷不可能となる肉用牛及び豚の頭数は何頭と予想していますか。お答えください。
- 1-07 県内における養鶏業について、鶏卵及び鶏肉の生産高の減少は事故後5年間にわたって各年毎にどの程度と予想していますか。お答えください。
- 1-08 事故後、家畜の世話が1月を超えて不可能となると予想される畜産農家戸数をお答えください。
- 1-09 放射能に汚染された農地で除染をしなければならない予想面積をお答えください。
- 1-10 放射能で汚染された農地の除せんについて  
放射能で汚染された農地の除せん義務者、除せん義務の程度、除せんを怠った義務者に対する行政上の不利益処分や刑事罰、県はこれらについて定めた法令の存否について把握していますか。把握しているとすれば、その法令名をお答えください。

### 第2 漁業被害について

- 2-01 放射能汚染により操業停止を余儀なくされると予想される河川域を示してください(風評被害による操業停止を含む)。
- 2-02 予想される県内の漁業についての放射能河川汚染による損害額について(風評被害を含む)、事故の年から5年間については各年毎の、それ以降は、5年刻みで30年までの予想額をお答えください。
- 2-03 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける水産物について、主要水産物の予想量と、それに相当する金額をお答えください。
- 2-04 事故後損壊した原子炉の冷却などのため生ずる汚染水について、故意又は過失によって、海洋に投棄することを規制する法令の存否を把握していますか。把握しているとすればその法令名と、規制の概要をお答えください。

### 第3 林業の被害について

- 3-01 放射能汚染により1年以上立入が制限されると予想される県内の森林面積をお答えください。

3-02 予想される県内の林業についての損害額について、事故の年から5年間については各年毎の、それ以降は、5年刻みで30年までの予想額をお答えください。

3-03 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける林産物について、主要林産物の予想量と、それに相当する金額をお答えください。

#### 第4 観光業の被害について

4-01 放射能汚染によって予想される1年以上営業を中止しなければならない、観光事業所数と従業員数をお答えください。

4-02 原発事故によって予想される海外から県内への観光客の減少について、事故年から10年間の、各年について、どの程度の減少が予想されますか。お答えください。

#### 第5 製造・加工業の被害について

5-01 放射能汚染によって1年以上工場を閉鎖しなければならないと予想される製造業・加工業について事業所数と従業員数をお答えください。

#### 第6 観光事業を除くサービス業の被害について

6-01 放射能汚染によって1年以上営業を中止しなければならないと予想される事業所数と、従業員数をお答えください。

#### 第7 事故後の避難、避難後の生活被害などについて

7-01 福島第一原発事故では、事故後飯舘村など30km圏外に及ぶ「計画的避難区域」が指定されましたが、これに相当する想定区域と避難対策の内容をお答えください。

7-02 事故後、被ばくを避けるために帰宅困難となる人々の、被災者数について、10日、1月、半年、1年、2年、3年、4年、5年以上、それぞれの期間を超えて避難を余儀なくされる予想人員をお答えください。

7-03 事故後放射能汚染により1年を超えて県外に避難すると予想される人員をお答えください。

7-04 事故による放射能汚染のため1年以上居住できなくなると予想される住宅戸数をお答えください。

7-05 福島第一原発事故では、原発から同心円で周囲30kmを超えて放射能汚染が広がり「緊急避難区域」に指定されましたが、これに相当する地域と避難計画はありますか。あるとすれば、その概要をお答えください。

#### 第8 事故による学校、病院、その他の被害について

8-01 1年を超えて校舎を使用できなくなると予想される県内の小学校、中学校、高校を示してください。

8-02 1年を超えて児童生徒が校舎外での活動を制限される県内の小学校、中学校、高校を示してください。

8-03 事故後、県内の小学校、中学校、高校において予想される児童生徒の人員減を示してください。

8-04 事故による1年を超えて閉鎖しなければならないと予想される医療機関の数とベット数をお答えください。

8-05 事故により1年以上閉鎖しなければならないと予想される老人施設の数と、移転しなければならない入居老人の人員数をお答えください。

8-06 事故により1年以上閉鎖しなければならないと予想される幼稚園、保育所、児童養護施設の数と、園児数、児童数をお答えください。

## 第9 公共交通に関する被害について

9-01 鉄道、道路について、放射能汚染のため1月を超えて不通となる予想区間、1年を超えて不通となる予想区間をお答えください。

## 第10 健康被害について

10-01 事故後の住民の被ばく線量を計測し記録するための対策は整備されているのですか。整備されていると判断する場合は、それを定めた法令及び政策文書名を示してお答えください。

10-02 事故後、一時滞在者を含めて被ばく者及び被ばくの程度を把握するための対策は整備されているのですか。整備されているとすれば、それを定めた法令及び政策名を示して、その概要をお答えください。

10-03 事故後長期にわたる被ばく者の健康管理の対策は整備されているのですか。整備されているとすれば、それを定めた法令及び政策名を示して、その概要をお答えください。

10-04 事故後の避難基準として年間の被ばく線量基準を定めた法令はあるのですか。あるとすればそれを定めた法令名をお答えください。

10-05 福島第一原発事故後政府が定めた避難基準である年間被ばく線量20ミリシーベルトが基準になるとすれば、労働安全衛生法の専門家以外の立入が禁止される放射線管理区域の年5.2ミリシーベルト(3月1.3ミリシーベルト)を超えるところに児童を含む人が居住することになり、大きな議論になりましたが、この点について県の見解をお答えください。

10-06 福島第一原発事故では、「原発関連死」が深刻な問題となっていますが、「原発関連死」を想定した対策の必要性があると考えますか。あると考える場合は、国、自治体は何をしなければならないのか、何ができるのかをお答えください。

## 第11 放射能により汚染されたがれきについて

11-01 放射能によってkg当たり100ベクレル以上汚染されたがれきの量について、発生量はいくらと予想していますか。お答えください。

11-02 県内に発生した放射能によって汚染された可能姓のあるがれきは、廃棄物処理法上一般廃棄物に該当するのですか、産業廃棄物に該当するのですか。法令上の根拠を示してお答えください。

11-03 県内に発生した放射能で汚染された可能性のあるがれきは、県内で処理するのですか、県外でも処理するのですか。法令上の根拠を示してお答えください。

11-04 放射能で汚染されたがれきの処理に当たって焼却処理をすることになるのですか、なるとすれば放射能汚染物専用の焼却炉によって焼却するのですか。既存の自治体の焼却施設も使用することになるのですか、放射能汚染物質焼却専用の施設の有無と建設予定、使用を見込まれる既存の施設名と併せてお答えください。

11-05 放射能で汚染されたがれきを焼却処分する場合、焼却灰の処分実施義務者、処分基準、処分方法、処分場所の選定を定めた法令を把握していますか。把握しているとすればその法令名をお答えください。

## 第12 除染について

12-01 予想される放射能により汚染された地域の除染について、除染を要する宅地、農地、山林の面積ほどの程度と予想していますか。

12-02 放射能により汚染した、土地、住居、建物などの除染について、除染の義務を負う者は誰ですか、法律上の根拠を示してお答えください。

12-03 除染の対象となる土地や住宅の所有者、使用者は、除染義務者に対して除染を請求する権利はあ

すか。あるとすれば、誰に対して、どの程度まで除染をするように請求できますか。法律上の根拠を示してお答えください。

### 第13 法令について

- 13-01 福島第一原発事故と同様の過酷事故が発生した場合、大量の放射能汚染水が発生しますが、この汚染水を故意又は過失により、環境中に漏洩することを規制するための行政処分や刑事罰の法令は整備されていると認識していますか。整備されていると認識しているとすれば県が把握しているその法令名をお答えください。
- 13-02 福島第一原発の過酷事故と同様の事故発生を想定した場合、県民を守るための法律は整備されていると考えますか。原発事故が単独で発生した場合だけでなく、原発事故が地震、津波と複合して発生した場合について、整備されていると考える場合は、法令名とその概要、されていないと考える場合は、どのような法令の不備ないし欠陥があると考えられるのかお答えください。
- 13-03 福島第一原発事故を契機に環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの放射性物質適用除外規定が削除されました。しかし、環境基準や規制基準の法整備はなされておらず、土壌汚染関連法など多くの公害関連法は放射性物質の適用除外規定を残したままになっています。自治体として、国のあるべき公害法の整備をどのように考えるか、環境基本法7条の地方公共団体の責務として何をなすべきと考えているかについてお答えください。